

人 間 総 合 科 学 大 学 大 学 院
学 則 (抜 粹)

人間総合科学大学 大学院 学則

〔目次〕

第1章 総則	30
第2章 大学院の組織	30
第3章 教職員の組織	30
第4章 研究科教授会	31
第5章 学年、学期及び休業日	31
第6章 修業年限及び在学年限	31
第7章 入学・休学・復学・退学及び除籍	31
第8章 教育課程	33
第9章 授業及び学習指導	33
第10章 試験及び成績評価	33
第11章 修了要件等	34
第12章 科目等履修生等	35
第13章 学費等	36
第14章 賞罰	36

人間総合科学大学 大学院 学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、人間総合科学大学学則第3条の2第2項の規程に基づき、人間総合科学大学大学院（以下「本大学院」という。）に関して必要な事項を定める。

第2条 人間総合科学大学大学院は、人間総合科学大学（以下「本大学」という。）の目的に則り、「人間」をさらに学際的・統合的に追究し、より深い専門的知識を教授・研究する。

- 人間総合科学研究科 心身健康科学専攻は、修士課程では、心と身体の有機的関連性を考究し、心身の健康に関する専門知識を総合的に教授研究し、「生きる力」としての、洞察力、探究力、問題解決能力、創造力を育み、研究の徒となり得る人材、社会において指導者的役割を果たす人材を育成することを目的とする。博士後期課程では、心と身体の有機的関連性を支える法則性について深い学識と高度な研究遂行能力とを養い、学際的・統合的な視点と姿勢をもって自立して研究活動のできる人材と、先駆的な領域を開拓できる人材を養成、輩出することを目的とする。
- 人間総合科学研究科 健康栄養科学専攻修士課程は、人間の心身両面の健康と「栄養・食」とのかかわりを科学的・統合的視点から追求し、高度で専門的な知識及び技術をもち、個人の健康の保持・増進を栄養・食生活の側面から解決に導くことのできる、健康科学に立脚した実践的な専門的能力を有する人材を育成することを目的とする。

第2章 大学院の組織

(課程)

第3条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

- 博士課程は、これを前期2年の課程および後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(研究科・専攻及び収容定員)

第3条の2 本大学院に、次の研究科及び専攻を置き、その収容定員を次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	入学定員	収容定員
人間総合科学研究科	心身健康科学専攻 (通信教育課程)	修士課程	30名	60名
		博士後期課程	9名	27名
	健康栄養科学専攻	修士課程	5名	10名

第3章 教職員の組織

(教職員の組織)

第4条 本大学院に、研究科長及び専攻長を置き、必要に応じて、補佐職を置くことができる。

- 研究科長は、学長を補佐し、その研究科に関する業務を遂行する。
- 専攻長は、学長を補佐し、その専攻に関する業務を遂行する。
- 本大学院に、必要に応じて教授、准教授、助教、講師、事務職員及び技術職員を置くことができる。

第4章 研究科教授会

(研究科教授会)

第5条 本大学院に、研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関する規程は別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学期は、学年を次の2学期に分ける。

前期：4月1日から9月30日まで

後期：10月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。但し、面接授業の行われる日は除くものとする。

一 土曜日・日曜日

二 国民の祝日に関する法律による日

三 学園創立記念日 5月2日

四 季節休業 (学長が別に定めるものとする)

2 前項の規程にかかわらず、休業日であっても授業を行うことができる。

3 第1項の規程にかかわらず、臨時の休業日を定めることができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限及び在学年限)

第9条 本大学院の修士課程の修業年限は2年とし、4年を越えて在学することはできない。

2 本大学院の博士後期課程の修業年限は3年とし、6年を越えて在学することはできない。

第7章 入学・休学・復学・退学及び除籍

(入学の時期)

第10条 本大学院の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格等)

第11条 本大学院の修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当し、入学の許可を受けた者とする。

一 大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条に定める大学をいう。以下同じ)を卒業した者

二 学校教育法第68条の2第3項の規程により学士の学位を授与された者

三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者

六 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、または外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当

- 該外国の学校教育における15年の課程を修了したものであつて、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者
- 七 その他本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があり、本大学院の教育課程を学修するに適すると認められた者で、22歳に達した者
- 2 本大学院の博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当し、入学の許可を受けた者とする。
- 一 修士の学位を有する者
 - 二 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - 三 文部科学大臣の指定した者
 - 四 その他本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有するものと同等以上の学力があり、本大学院の教育課程を学修するに適すると認められた者で、24歳に達した者

(入学の出願)

第12条 本大学院への入学を志願する者は、所定の入学志願書及び別に定める書類に、入学検定料(別表第2)を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第13条 入学者の選考は、書類審査及び面接試験により行う。但し、本大学院が必要と認められた場合には、学力試験を行うことができる。

(入学の手続き及び許可)

- 第14条** 前条の選考結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに必要書類を提出するとともに、所定の入学料及び授業料等を納付しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学)

- 第15条** 本大学院を退学または除籍となった者で、入学を志願する者があるときは、選考の上、別に定めるところにより、相当年次に入学を許可することができる。
- 2 前項の規程により入学を許可された者の在学年限及び退学または除籍前に本大学院にて既に履修した授業科目及び修得した単位数の取り扱いについては、別に定める。

(休学)

- 第16条** 傷病その他やむを得ない事由により、休学しようとする者は、所定の書類を提出し、学長の許可を得た上で休学することができる。
- 2 休学期間は、1学期間(前期又は後期)を単位とする。
 - 3 休学期間は、通算して4学期間を超えることができない。
 - 4 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

(復学)

第17条 休学の事由が止んだ者は、学長の許可を得て復学することができる。但し、復学できる時期は、学期の始めとする。

(退学)

第18条 傷病その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、所定の書類に退学事由を明記し提出することとする。

(除籍)

- 第19条** 次の各号の一に該当する者は、学長がこれを除籍することができる。
- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - 二 第9条に定める在学年限を超えた者

- 三 第16条第3項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- 四 履修申込みを怠り、督促してもなお行わない者
- 五 成績不良の者
- 六 死亡した者

(二重学籍の禁止)

第19条の2 学生は、他の大学または大学院の正規の課程に在籍してはならない。

第8章 教育課程

(授業科目)

第20条 本大学院に開設する授業科目及び単位数等は、別表第1に掲げるとおりとする。

第9章 授業及び学習指導

(授業)

第21条 心身健康科学専攻の授業は通信授業、面接授業（メディア等を利用して行う授業を含む。以下同じ。）及び放送授業によって行う。

- 2 通信授業は、主として印刷教材により学修させる授業であり、面接授業は、大学設置基準第25条の方法による授業であり、放送授業は大学通信教育設置基準第3条の方法による授業である。
- 3 通信授業においては、学生は、所定の教材に基づき学修・研究を行い、その成果（以下「課題レポート等」という。）について添削等の指導を受けるものとする。
- 4 面接授業は本大学院または本大学院が指定する会場において実施され、その時期については別に定める。
- 5 放送授業においては、学生は、所定の課題を提出し、添削指導を受けるものとする。
- 6 健康栄養科学専攻の授業は、大学設置基準第25条の方法によるものとする。

(心身健康科学専攻の単位の計算方法)

第22条 心身健康科学専攻の各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を45時間とし次の基準により計算するものとする。

- 一 通信授業については、45時間に相当する学修量の教材をもって1単位とする。
- 二 面接授業及び放送授業については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規程にかかわらず、研究指導科目については、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(健康栄養科学専攻の単位の計算方法)

第22条の2 健康栄養科学専攻の授業科目の単位数は、1単位の履修時間を45時間とし、次の基準により計算する。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規程にかかわらず、研究指導科目については、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第10章 試験及び成績評価

(心身健康科学専攻の試験)

第23条 心身健康科学専攻の試験は、科目修了試験及び面接授業試験（以下「スクーリング評価」という。）等とする。

- 2 通信授業による各科目の履修は、課題レポート等を提出しかつ指定の時期に科目修了試験を受けなければならない。
- 3 面接授業による各科目の履修は、面接授業に出席しかつ指定の時期にスクーリング評価を受けなければならない。
- 4 放送授業による各科目の履修は、放送授業を視聴しかつ指定の時期にスクーリング評価に相当する試験を受けなければならない。

（科目修了試験）

第24条 科目修了試験を受験できる者は、当該科目の課題レポート等に合格したものとする。

- 2 科目修了試験は、本大学院または本大学院が指定する会場において実施され、その時期については別に定める。

（健康栄養科学専攻の試験）

第25条 健康栄養科学専攻における試験は、前期及び後期のそれぞれにおいて、筆記、口述及び論文等の方法によって行う。

（成績評価）

第26条 各科目の成績は、S(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)、D(59点～0点)の5種類の評価をもって表し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

- 2 不合格者には、再試験等を行うことがある。
- 3 疾病その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかつた者は、その理由が適当であると認められ、許可を受けた場合に限り追試験を受けることができる。
- 4 追試験及び再試験等受験の際には、別に定める手数料を納入しなければならない。

（単位の授与）

第27条 各授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 通信授業については、課題レポート等及び科目修了試験に合格した者に対して所定の単位を与える。
- 3 面接授業については、出席が良好でかつスクーリング評価が基準に達した者に対して所定の単位を与える。
- 4 放送授業については、視聴を完了し、試験に合格した者に対して所定の単位を与える。
- 5 通信授業、面接授業または放送授業を併用する科目については、第2項、第3項または第4項に規程する単位授与の基準を満たした者に所定の単位を与える。
- 6 研究指導については、修士課程は2年間で、博士後期課程は3年間で所定の指導を受けた者に対して所定の単位を与える。

第11章 修了要件等

（進級の要件）

第27条の2 進級については別に定める。

（修了の要件）

第28条 本大学院人間総合科学研究科心身健康科学専攻修士課程の修了要件は、当該課程に休学、停学期間を除いて2年以上在学し、次の授業科目について必修科目を含め32単位以上を修得し、かつ修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査を通過し最終試験に合格することとする。

- 一 基礎分野科目（必修） 12単位

- 二 選択分野科目 (選択必修) 6単位以上 (I群及びII群よりそれぞれ3単位以上)
 - 三 選択分野科目 (選択) 8単位以上
 - 四 研究指導科目 (必修) 6単位
- 2 本大学院人間総合科学研究科心身健康科学専攻博士後期課程の修了要件は、当該課程に休学、停学期間を除いて3年以上在学し、次の授業科目について必修科目を含め16単位以上を修得し、かつ博士論文の審査を通過し最終試験に合格することとする。
- 一 必修科目 8単位
 - 二 選択科目 2単位以上
 - 三 研究指導科目 (必修) 6単位
- 3 博士学位審査手続きに関する規程は別に定める。

(修了の要件)

第28条の2 本大学院人間総合科学研究科健康栄養科学専攻修士課程の修了要件は、当該課程に休学、停学期間を除いて2年以上在学し、次の授業科目について必修科目を含め30単位以上を修得し、かつ修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査を通過し最終試験に合格することとする。

- 一 基礎科目 (必修) 6単位
- 二 専門科目 16単位以上
- 三 研究指導科目 (必修) 8単位

(学位の授与)

第29条 前条の要件を充たす者には、研究科教授会の議を経て、学長が修了を認定し、学位を授与する。

2 学長は、修了を認定したものに対して、修了証書を授与する。

(学位の種類)

第30条 前条の修了を認定された者には、次の学位を授与する。

人間総合科学研究科心身健康科学専攻修士課程	修士 (心身健康科学)
人間総合科学研究科心身健康科学専攻博士後期課程	博士 (心身健康科学)
人間総合科学研究科健康栄養科学専攻修士課程	修士 (健康栄養科学)

(他の大学院における授業科目の履修等)

第31条 本大学院修士課程においては、教育上有益と認めるときには、学生が本大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第32条 本大学院修士課程においては、教育上有益と認めるときには、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認定することができる。

2 単位認定の科目については別に定める。

第12章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第33条 本大学院の授業科目の一部の履修を希望する者に対しては、本課程の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 科目等履修生に関しては、別に定める。

(研究生)

- 第33条の2** 本大学院に研究生の制度を置く。
2 前項の研究生の取り扱いに関しては、別に定める。

第13章 学費等

(学費)

- 第34条** 学費は、入学料、授業料、施設・設備費、教育充実費及び学位論文審査料とする。
2 学費の金額は、別表第2のとおりとする。

(学費等の納付)

- 第35条** 学生は、学年ごとに別表第2に従って算出された学費等の金額を、所定の期日までに納めなければならない。

(復学等の場合の授業料)

- 第36条** 復学する者は、復学する当該学期の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

(退学及び停学の場合の授業料)

- 第37条** 学期の途中で退学し又は除籍された者の該当学期分の授業料は徴収する。
2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の在籍料)

- 第38条** 休学期間中の場合は、別途定める在籍料を徴収する。

(学費の返還制限)

- 第39条** 納入した学費は、理由の如何にかかわらずこれを返還しない。

(手数料)

- 第40条** 手数料については、別に定める。

第14章 賞罰

(表彰)

- 第41条** 学生として特に表彰に値する行為があった者は、研究科教授会の議を経て、学長が表彰する。
2 表彰に関する規程は別に定める。

(懲戒)

- 第42条** 本大学院及び本大学の諸規程に違反し、又は、学生としての本分に反する行為をした者は、懲戒処分に付することができる。
2 学生の懲戒に関する規程は、別に定める。

附則

- 1 この学則は、平成26年 4月 1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成27年 4月 1日から施行する。